船橋市地域防災計画(案)に対する意見募集 (パブリック・コメント)の結果について

船橋市地域防災計画(案)に対して市民の皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本市の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1. 意見募集(パブリック・コメント)の実施概要

(1) 意見の募集期間

○ 令和5年12月15日(金)~令和6年1月19日(金)

(2) 意見の募集方法

- 広報ふなばし(令和5年12月15日号)及び市ホームページに意見募集(パブリック・コメント)のお知らせ掲載
- 危機管理課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館及び市ホームページにおいて、計画(案)を公表

(3) 意見を提出できる方

- 船橋市内に住所を有する方
- 船橋市内に通勤または通学されている方
- この案に関し、利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)

(4) 意見の提出方法

○ 郵送、FAX、電子メール、直接持参またはオンライン申請のいずれかの方法

(5) 意見の数

○ 4件 (提出者1名)

2. お寄せいただいたご意見と市の考え方

No.	ページ	ご意見	市の考え方
1	地震 1.2-3	学校や園で被災した場合の親との引き渡し方法を、統一した方が良いと考えます。 東日本大震災の時に、同じ地区で片方はきちんと引き渡しを行い、片方は児童だけで帰らせてしまったというご意見を聞いています。 「親たちと協議の場を設け、方針を定めておく。」と記載されていますが、実態を調査する必要があるのではないでしょうか。	園児・児童・生徒の親への引き渡しに方法については、東日本大震災後、地域防災計画の修正を行い、地震 1.2-3 に「親たちと協議の場を設け、方針を定めておく。」と追記しており、原則として、引き渡しを前提とした運用を行うこととしております。また、具体的な引き渡し方法については、各学校等においてマニュアルなどで定めております。いただいたご意見につきましては、関係部署に情報提供させていただきます。
2	地震 2.1-12	災害対策本部が市役所本庁舎9階となっていますが、停電の場合、9階まで上がることは現実的でないと思われます。 そもそも、ハザードエリアであるため、安全な場所に市役所を移転しておくことが肝要です。 予算的に困難であるならば、防災備蓄センターに災害対策本部を置くことも検討して頂きたい。	地震 2.1-12 にて「(災害対策)本部の設置場所は、原則として市役所本庁舎9階危機管理課及び災害対策本部室に置く。ただし、設置することが不可能な場合は、消防指令センター6階に置く。」としております。また、被災の状況により、本庁舎や消防指令センター以外の施設に災害対策本部を設置することも必要に応じて検討することにしております。
3	地震 2.7-12	避難所の開設ですが、発災時に雨や雪などで悪天候の時には、受け付けせずに入館させて、後から記載してもいいというような一文を載せた方が、状況に即した判断が許容されると思います。 そうでないと、絶対にマニュアル通りにしなければならないと思い込む柔軟な対応が出来ない人が出てしまうリスクがあると思いました。	避難所については、「避難所運営マニュアル」に基づき開設することとなります。避難所を開設するためには、まず避難所となる建物が安全なのか確認をとる必要があります。 (避難所運営マニュアル8ページ参照)。 その間、避難者につきましては二次被害に遭わないように安全な場所で待機していただき、安全確認が取れ次第、受付を実施します。 また、受付場所については、発災時の天候等を考慮した上で屋内を含め安全な場所に設置することとしております。
4	_	今は同行避難が推奨されています。 しかし、同室避難とはなっていないので、外に繋がれる場合が多いと聞きます。 飼い主と離れると、ペットも不安で激しく鳴いたり、飼い主も心配で落ち着かない状況となります。	環境省が発行する「人とペットの災害対策 ガイドライン」では、同行避難の考え方が整 理されており「同行避難とは、避難所でペットを人と同室で飼養管理することを意味する ものではない」ことが示されております。 本市で作成した、「船橋市犬猫の飼養・管 理に関するガイドライン」でも、ペットを連れ

No.	ページ	ご意見	市の考え方
		画一的にペットは外と決めずに、各施設での「合意形成」のもと、中に入れても良いと判断できれば、責任を持って面倒をみるという前提で同室にしても良いという考え方を示してもいいのではないでしょうか。	ての同行避難が基本となっており、ペットを 飼養する市民が安心して同行避難ができる よう、避難所での受け入れ態勢を整えてお り、鳴き声や臭い、アレルギーなどの問題か ら、人とペットの居住スペースを分けるなど、 避難者に配慮したものとなっております。 なお、市民の皆さまにはペット用の避難用 品や備蓄品の確保、避難所以外の避難先 やペットの預け先の確保等の周知を図って いるところです。

[※] ご意見については、原文のまま掲載しています。